

研究ノート

「29の訴訟項目」(Ekūnatimsā Mūlagati Vivāda) について

——インド古代法「パーリ化」の一事例——

石 井 米 雄*

On 'Ekūnatimsā Mūlagati Vivāda' in Phrathammasāt ——A Case of 'Pali-ization' of the Traditional Law of Thailand——

Yoneo ISHII*

Phrathammasāt, the first book of the Law of the Three Seals, enumerates 29 titles or types of lawsuits under the Pali name of 'Ekūnatimsā Mūlagati Vivāda', the authority of which is ascribed to the feat of Manu, discoverer of the eternal law of mankind. Compared with the

Burmese law books, which, at least nominally, retain the traditional 18 titles, this seems to indicate an advanced stage of 'Pali-ization' of law in Theravāda Buddhist Asia, where the adopted Hindu law were transformed in a variety of ways.

はじめに

『マヌ法典』(*Mānavadharmasāstra*) 第8章にみえる訴訟の18分類法は、ひろく知られている。Mārga ないし vyavahārapāda と呼ばれる「18項目」¹⁾ は、インドにおける訴訟の

厳密な分類の最初の試みであり、法をはじめて体系的に提示したものといわれる [Lingat 1967: 99, 1973: 82]。この分類法は、いわゆる「インド化」の一環として、東南アジアにも伝えられた。たとえば、8世紀末以来、インド法の存在が確認されるチャンパーで発見された、1081年の年次をもつ一碑文のなかには、「18の訴訟項目」(*aṣṭadaśa mārgavyavahāra*) なる語がみえ、古代インドの伝統的な法分類法が、チャム人の間にも伝えられていた事実を示している [Lingat 1949: 274]。すでにセデスによって指摘されているように [Coedès 1962: 117-130, 1969: 145-165]、13世紀以降、東南アジアのサンスクリット文化は衰退に向かい、かわって、スリランカ大寺派系上座部仏教を基調とするパーリ文化

* 京都大学東南アジア研究センター; The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

1) (1)負債の不払い, (2)寄託, 及び保証, (3)所有権なきものの売却, (4)共同経営, (5)贈与物の取戻し, (6)賃金の不払い, (7)協定の不履行, (8)売買の解除, (9)(家畜の)所有者と牧者との争い, (10)境界に関する争論, (11)暴行, (12)名誉毀損, (13)竊盗, (14)強奪, (15)姦通, (16)夫婦の義務, (17)(遺産の)分配, (18)博奕, 及び賭け事 (Manu: VIII, 4-6) [『マヌの法典』(田辺) 1953: 207]。

が、ベトナムをのぞく大陸部一帯を覆いつくす。こうした現象を「パーリ化」ないし「シンハラ化」[石井 1983: 20] としてとらえるとき、東南アジアの「パーリ化」の徴候は、法の分野にもこれを見出すことができる。たとえばビルマでは、1281年にモン語をもって書かれたとされている、『ワーガル・ダンマタ』(Wāgaru Dhammathat) が、「仏法僧」に対するパーリ語の「三婦依文」をもってはじめられているという事実などは、そのひとつの事例と考えることができる[Wagaru 1963]。

法の分野における「パーリ化」は、サンスクリット文化の完全な否定ではなく、むしろサンスクリット文化のパーリの変容であった。サンスクリットの文化要素は、「パーリ化」した東南アジアのなかにも、さまざまな形をとって保存されたのである。「パーリ化」した東南アジアの諸国の法のなかにも、インド古代法の伝統がさまざまな形で見出される。本稿の主題とする「訴訟項目」(mārga) は、そのひとつの事例である。たとえば上述した『ワーガル・ダンマタ』にも、おそらくは『マヌ法典』の伝統を引くと考えられる「18の法の項目」がみえている。ただ、その内容は、インド古代法のそれと完全に一致しないばかりか、列挙された項目も、実際には17で、『マヌ法典』の「訴訟項目」における18という数字が、ここでは単に名目化し、象徴的な意味しかもっていないことがわかる。²⁾

2) U Shwe Baw は、ビルマに伝えられたインド古代法における法の18分類法が、ビルマにおいて重視されながらも内容的に変化した事実を指摘している(U Shwe Baw, "Origin and development of Burmese legal literature," Ph. D. thesis: Univ. of London, 1955, pp. 34-44. なお, M. C. Hoadley and M. B. Hooker, *An introduction to Javanese law* [The Association for Asian Studies], The University of Arizona Press, 1981, pp. 15-23 をもあわせ参照のこと)。

本稿は、インド古代法のタイにおける「パーリ化」の実態を、テキストに即して実証的に解明する基本的作業の一環として、まず1805年に編纂された『三印法典』テキストの冒頭に収録されている「プラタマサート」(Phrathammasāt) をとりあげ、そこに示された法の基本分類概念の性格を、パーリ語テキストの検討を通してあきらかにすることを目的とするものである。

I

『三印法典』の冒頭におかれた「プラタマサート」第9節には、「これより Ekūnatimsā Mūlagati Vivāda 29項目について語る。『タマサート聖典』には、パーリ語で以下のように述べられている」との文言に続いて、つぎのようなパーリ語テキストが掲げられている。³⁾

Ḥṇṇaṇca raṇṇo dhanacoraḥāraṇ
adhammadāyajjavibhattabhāgaṇ
parassa dānaṇ gahaṇaṇ puneva
bhattikka akkhappaticāradhūtā
bhaṇḍaṇca keyyāvikaṇyāvahāraṇ
khetṭādi āramavanādithānaṇ
dāsī ca dāsaṇ paharaṇca kumaṇsa
jāyampatikassa vipattibhedā
saṅgāmadosa pi ca rājaduṭṭho
rājāṇasunkādivivādapatto
paramaseyho pi ca attā āṇaṇ

3) テキストは Mahāwitthayālai Wichā Thammasāt lae Kānmūang, *Pramuan Kotmāi Ratchakān thi 1, Chunlasakkarāt 1166 phim tām chabap luang trā 3 duang*, in 3 vols., Bangkok, 1938 を用いた。Krom Sinlapākōn, *Rūang Kotmāi Trā Sām Duang*, Bangkok, 1978, pp. 15-16 はもっとも新しくて入手が容易であり、かつ1冊本のため利用には便利であるが、誤植が目立つので注意を要する。このテキストだけでも4カ所の誤植ならびに不備が見出された。なお、テキストのパーリ語綴は本文のままである。

itīyakāro vividho paresam
thānāvitikkammabalākarena
puttādi ādāgamanā saheva
hetumpaticca adhikāraṇaṃ vā
agghāpanāyū ca dhanūpanikkhā
āthabbanikā pi ca bhaṇḍadeyyaṃ
te tāvakālīka gaṇivibhāgaṃ
pañcūdarantaṃ tu vivādamulā
ekupaṭimsādividhā pi vuttā
porākaṇīnā vardhammasātthe ti

テキストはこのあと、パーリ語とその逐語的なタイ語訳ないしタイ語によるパラフレーズが交互にあらわれる文体（ビルマ語のいわゆる *nissaya*）を用い、上のパーリ語に対して、以下に訳出するような解説を加えている。

「*Innaṃ dhaṇaṇ[ca]* とは、負債を原因とする紛争のことである、
rañño dhanacorahāraṃ とは、王の財産の盗み、ごまかし、すりかえを原因とする紛争のことである、
adhammadāyajjavibhattabhāgaṃ とは、『正法』(*thamma* < *dhamma*) にもとった遺産の配分を原因とする紛争のことである、
parassa dānaṃ gahaṇaṃ puneva とは、他人に一度与えた物をふたたびとり戻すことを原因とする紛争のことである、
bhattikā[ca] (sic) とは、仕事のために雇った者を原因とする紛争のことである、
akkhappaticārādhūtā[ca] とは、無頼の徒のとばく行為を原因とする紛争のことである、
bhaṇḍaṇ[ca] keyyāvikayaṇ[ca] とは、売買行為を原因とする紛争のことである、
avahāraṇ[ca] とは、強盗を原因とする紛争のことである、
khattādithānaṇ[ca] とは、宅地・田地を原因とする紛争のことである、
ārāmaṇādividhānaṇ[ca] とは、畑・園地

を原因とする紛争のことである、
dāsīdāsaṇ[ca] とは、男女の負債奴隷、捕虜奴隷を原因とする紛争のことである、
paharaṇica khumsā とは、他人を殴打したり、罵倒したりする行為を原因とする紛争のことである、
jāyampatikassa vipattibhedā とは、夫婦関係を原因とする紛争のことである、
saṅgāmadosa[pi ca] とは、戦争を原因とする紛争のことである、
rājaduṭṭho[ca] とは、国家に対する反逆を原因とする紛争のことである、
rājāpaṇṇ[ca] とは、国王の法律に対する違反行為を原因とする紛争のことである、
suṅkādivivādapatto[ca] とは、国王の財産、租税、市場税を原因とする紛争のことである、
parampaseyho pi ca atta āṇaṃ とは、強迫行為を原因とする紛争のことである、
itīyakāro とは、土地の侵害を原因とする紛争のことである、
thānāvitikkammabalākarena とは、暴力行為を原因とする紛争のことである、
puttādiādāgamanā saheva とは、子女の誘拐を原因とする紛争のことである、
*hetumpaticca adhikāraṇaṃ*⁴⁾ とは、因果を原因とする紛争のことである、
agghāpanāyū[ca] とは、男女の身価を原因とする紛争のことである、
dhanūpanikkhā とは、財物の寄託を原因とする紛争のことである、
āthabbanikā[pi ca] とは、呪詛を原因とする紛争のことである、
bhaṇḍadeyyaṇ[ca] とは、質借行為を原因とする紛争のことである、
tāvakālīkaṇ[ca] とは、借用に起因する紛

4) 利用した *Lingat* 校訂本には、異本に *adhikāraṇaṃ* とある旨の脚注がある。

争をいう、
gaṇivibhāgan[ca] とは、夫役義務者の
配分を原因とする紛争のことである、
pañcūdarantam とは、上告を原因とする
紛争のことである。」

ここに掲げられた「29の訴訟項目」は、
『マヌ法典』などの Vyavahāra にみられる
「訴訟を提起せしめる項目」に対応するもの
と考えられているが[Masao 1905]、ここで
はビルマの場合と異なり、『マヌ法典』(VIII,
3-7)の「18項目」とは関係のない「29項目」
という独自の数があらたに採用され、しかも
実際に29項目が列挙されている点が注目され
る。ここではビルマの例にみられたように、
「18項目」というサンスクリット法典の伝統
は、象徴的な意味さえも与えられず、実用的
配慮が優先されていることがわかる。この点
に関するかぎり、タイ法においては、サンス
クリット文化との連続が、完全に断ち切れ
てしまっているということができよう。

II

タイの「プラタマサート」のもうひとつの
特徴は、29に増したその項目を Ekūnatimsā
Mūlagati Vivāda というパーリ語で呼び、
これによって新分類法にあらたな権威を与え
ようとしている点である。この点について、
『三印法典』テキストに即して、すこし詳し
くみることにしたい。

Ekūnatimsā Mūlagati Vivāda (タイ語で
は Ēkunadūng Mūlakhadī Wiwāt という。
以下 EMV と略記する)という言葉は、現
存する『三印法典』所収の法律テキストで
は、「遺産」(Mōradok), 「負債」(Kū Nī),
「刑罰」(Āyā Luang) などの前文にみえて
いる。まず「負債」前文のタイ語テキストで
は、つぎのような文脈のなかで、この語が用
いられている。

จะกล่าวถึงกฎหมายนี้ ยืมสิน เป็นมูลคดีวิวาท
แก่กัน โดยเหตุจนถึงขมูลมาติกา ๒๔ มี
บาปชื่อว่า อัญญุธน ...

(訳)「以下に訴訟の原因としての『金銭
の貸借』について語る。これは『訴訟の原
因となる29項目』〔のひとつ〕であって、
パーリ語では inṇaṇ[ca] と呼ばれている
ものにあたる……」

この文章から、『三印法典』の編纂者が、
「負債」(Laksana Kū Nī) という法の分類
の根拠を、パーリ語の権威にもとめたことが
わかる。

つぎに「遺産法」前文をみよう。ここで
は、『タマサート聖典』において, adham-
madāyajjavibhattabhāgam, すなわち正法に
もとった遺産の配分を原因とする紛争につ
いて語る」と述べ、さらに「これは『聖仙マ
ヌ』(Manōsārācāṇ<Manosārācāriya) の語
った『訴訟の原因となる29項目』(EMV) に
由来するものである」とその法源を「聖仙マ
ヌ」にしている。

「刑罰法」前文では、この点の記述がさら
に詳しくなり、「これより『国王の命令違反
の罪に問われた者』について語る。これは
『聖仙マヌ』が、宇宙の涯にいたり、そこ
から記憶してもち帰った『タマサート聖典』の
なかに記された『訴訟の原因となる29項目』
(EMV) のひとつにあたるものである」と述
べ、仏教的宇宙観を背景としたタイにおける
法の起源説話に言及している。

「タマサート聖典」(Khamphī Phratham-
masāt) が、宇宙の涯に赴いた「聖仙マヌ」
によってこの世にもたらされた永遠にして聖
なる法典であるという思想は、「プラタマサ
ート」第4節にみえている。それによると、
衆議によって人間の王に推挙された「マハー
サンマタ王」(タイ語では「マハーソムッテ

イラスト」, Mahāsommotirāt) の「裁判官」であった「聖仙マヌ」は、自らの犯した誤審の罪を恥じ、真実の法をもとめて修業を重ねた末、ついに五通・八禅定の秘法を体得し、その超能力をもって宇宙の涯にいたり、鉄囲山の山壁に、象のごとき巨大な文字をもって〔パーリ語で〕書かれていた不易の法を見出し、これを記憶して人間の世界へともたらした。これが「タマサート聖典」の起源であるという〔石井 1983: 27〕。この法典は「根本語」(mūlabhāsā) すなわちパーリ語で書かれていたと信じられているため、タイ語では「タマサート聖典」を指すのに、しばしば「聖なるパーリ語」あるいは単に「パーリ語」という言葉を用いる。『三印法典』には、「パーリ語では」(dōi bālī) とか、「パーリ語で〜のようにある」(mī bālī wā), 「聖なるパーリ語では〜のようにある」(mī phrabālī wā) などという文章が頻出するが、この場合の「パーリ語」(Bālī<Pāli) とは、通常の仏典用語としてのパーリ語ではなく、とくに「聖仙マヌ」によって人間界にもたらされたところの「聖なる法典」(Phrakhamphī) を意味するものであることに注意が必要である。⁵⁾

以上の引用から知られることは、タイにおいては、インド古代法の18の mārṅa を、29に増広しただけでなく、そのあらたな法区分が、実は裁判官の始祖であり、人間界に永遠不易の法をもたらした「聖仙マヌ」にその起源が存在するのでであると主張することによって、その法区分に対して独自の権威付けを試みたことである。こうした手続きを経ることにより、タイ法は、母法であるサンスクリット語のインド古代法からさらに遠ざかった存

在となった。これはタイ法における「パーリ化」の、いっそうの進展を示すものである。

III

このように、EMV の権威が「聖なるパーリ語」におかれているということは、この分類が「不易の法」の一部として、伝統的な法典編纂における成文法分類の最高の権威とみなされていたことを意味するものと考えられる。この想定を裏書きするかのようには、『三印法典』編纂の経緯を述べた同法典総序の一節には、「王室御文庫」所蔵の法典テキストを、「Phrathammasāt からはじめに〔順次に〕校訂し、『パーリ聖典』……に合致」させたという記述がある。

『三印法典』の原本は、1805年の編纂当時、Chabap Luang (官本) と呼ばれる3組の写本に作られたことが知られている。しかし、原因不明の理由によって、これらの写本はことごとく散逸し、長らく人々の注意を引くことがなかった。1908年、その一部が偶然の機会に発見され、それを契機として探索が開始された結果、現在、官本およびそれに引き続いて作成されたと考えられる副本をあわせて、かろうじて一組の『三印法典』が再構成されるにいたっている。この作業により、同法典の原本は、各組がそれぞれ44巻よりなっていた事実が判明した。⁶⁾

『三印法典』の編纂当時における法律の配列順序については、今日知られていない。その冒頭に「プラタマサート」がおかれていたであろうことは、上に引用した同法典の一節からの推定が可能である。それ以下の巻の配列を示す手掛かりはほとんどない。一般には、『三印法典』のもっとも古い刊本である

5) 本稿では『三印法典』所収の Phrathammasāt を「プラタマサート」とし、「聖仙マヌ」のもたらした「根本聖典」を指す場合には、「タマサート聖典」とする。

6) 『三印法典』の原本回収をめぐる経緯については J. Burnay [1930: 135-162] に詳しい。

1849年版の「ナーイ・モート本」と、これを踏襲して1862～1863年に刊行された「ブラッドレー本」における配列が用いられることが多いが、これが編纂当時の配列をどの程度に反映したかについて、断定できる根拠はない。とくに、これら両刊本が底本としたテキストが55巻本の写本であって、今日全44巻であったことが実証済みの原本 (Chabap Luang) でない以上、これらの刊本を資料として、『三印法典』の原本について議論することは避けなければなるまい。こうした事情から、『三印法典』原本の回収作業が一段落した段階で、その詳細な inventory を作成した J. Burnay は、法律を配列するにあたって、編纂当初の配列を再編成すべく考証を試みたが、結局、便宜的な立場から、「ブラッドレー本」の配列を採用するにとどまった [Burnay 1930: 151-162]。また、R. Lingat は、1938年、当時みられたかぎりの写本を照合して、『三印法典』のすぐれた校訂本を作成したが、この問題については、44巻の法律を3部に分かち、第1部には主として手続き法をおさめ、第2部には実体法を、そして第3部には未整理の布告類を収録するという独自の立場をとった。

われわれは、『三印法典』の編纂時における配列が知られていないという現状をふまえたうえで、同法典に含まれた個別法のタイトルとその内容を手掛かりにしながら、はたして EMV が『三印法典』編纂時における分類基準であったかどうかを検討してみようと思う。

『三印法典』全44巻のうち14巻は、具体的な事件に即して発せられた布告類であって、法律の条文の形式をとっていない。また冒頭の「プラタマサート」とその続編ともいえる「インタパート」(Inthaphāt) 各1巻は若干性格が違うので、別個にとり扱う必要がある。これら以外の残り28巻は、いずれもその

表 1

タイトル (Laksana)	巻数
Phrathammanūn (裁判管轄権)	1
Wiwāt (紛争)	1
Rapfōng (訴訟)	1
Krommasak (賠償)	1
Sakdinā Phonlarūan (文官位階)	1
Sakdinā Thahān Huamūang (武官・地方官位階)	1
Kū Nī (負債)	1
Phua Mia (夫婦)	2
Chōn (盗賊)	2
Lakphā (誘拐)	1
Thāt (奴隷)	1
Betset (雑律)	1
Phayān (証人)	1
Mōradok (遺産)	1
Tralākān (司法官)	1
Utthōn (上訴)	1
Phisūt Damnam Luiphloeng (神判)	1
Kot Monthianbān (王室公範)	2
Āyā Luang (Āyā Rāt) (刑罰・和解)	2
Kabot Suk (反逆)	2

内容が mātrā と呼ばれる条文の形にととのえられ、いくつかの条文がまとめられて、“Laksana～” という表題が付されている (表 1 参照)。

これらの個別法には、前節に引用した「遺産」、「負債」、「刑罰」などのように、通常その前文をパーリ語からの引用をもってはじめる。したがって、『三印法典』における EMV の意味を考えるためには、まずこれら個別法の全文にあらわれたパーリ語を EMV と比較して、その間の関係をテキストに即して確認しておくことが基本的な手続きでなければならない。幸いこの作業は、Lingat によって行われているので、われわれはその結果を利用し、これに検討を加えることにする。表 2 は、Lingat の表 [Lingat 1983: 62-64] を基礎に作成したものである。

この表からまず最初に確認しておくべきこ

表2

“Ekūnatimsā Mūlagati Vivāda”	対応する法律にあらわれるパーリ語形	典 拠
(1) iṇṇaṇ[ca]	iṇṇaṇ[ca]dhanam	「負債」Kū Ni 前文
(2) raṇṇo dhanacorahāram	-----	-----
(3) adhammadāyajjavibhattabhāgam	adhammadāyajjavibhattabhāgam	「遺産」Mōradok 前文
(4) parassa dānam gahaṇam puneva	*[dhanalakḥhanam]	「雑律」Betset 119
(5) bhattikka	-----	-----
(6) akkhappaticāradhūtā	*[abbhūtalakḥhanā]	「雑律」Betset 132
(7) bhaṇḍaṇ[ca] keyyāvikaya	-----	-----
(8) avahāram	avahāraṇ[ca]	「盗賊」Chōn 前文
(9) khettādi	khettādi[ārāmavanādithānam] khettādi [ārāmavanādithānam]	「雑律」Betset 前文 「雑律」Betset 52
(10) ārāmavanādithānam	itiyakāro vividho paresam [khettādi]ārāmavanādithānam [khettadi]ārāmavanādithānam [itiyakāro vividho paresam]	「雑律」Betset 前文 「雑律」Betset 52
(11) dāsīcadāsam	dāsīcadāsam	「奴隷」Thāt 前文
(12) paharaṇca khumsā	paharaṇca khumsā[thānā vitikkammabalākarena]	「紛争」Wiwāt 前文
(13) jāyampatikassa vipattibhedā	jāyampatikassa vipattibhedā	「夫婦」Phua Mia 前文
(14) saṅgāmosā[pi ca]	saṅgamosā[pi ca rājaduṭṭho]	「反逆」Krabot 前文
(15) rājaduṭṭho	[saṅgamosā pi ca]rājaduṭṭho	「反逆」Krabot 前文
(16) rājāna	[rājāpatikkramaviruddhakāro]	「刑罰」Āyā Luang 前文
(17) sunkādivivādapatto	-----	-----
(18) paramaseyyho[pi ca]atta āṇam	paramaseyyho[pi ca]attaāṇamm	「和解」Āyā Rāt 前文
(19) itiyakāro vividho paresam	[khettādiārāmavanādithānam] itiyakāro vividho paresam	「雑律」Betset 52
(20) thānāvitikkammabalākarena	[paharaṇca khumsā]thānā vitikkammabalākarena	「紛争」Wiwāt 前文
(21) puttādiādāgamanā saheva	puttādi ādāya gatā saheva	「誘拐」Lakphā 前文
(22) hetumpaṭiccaadhikāraṇam[va]	hetumpaṭicca adhikāraṇam	「雑律」Betset 139
(23) agghāpanāyū[ca]	agghāpanāyū	「賠償金定率」Phromasak 前文
(24) dhanūpanikkhā	-----	-----
(25) āthabbanikā[pi ca]	āthabbanikā	「雑律」Betset 156
(26) bhaṇḍadeyyam[te]	[tāvakālīkaṇca]bhaṇḍadeyyaṇ[ca]	「雑律」Betset 86
(27) tāvakālīka	tāvakālīkaṇ[ca]bhaṇḍadeyyaṇ[ca]	「雑律」Betset 86
(28) gaṇivibhāgam	ganivabhāgam	「力役配分」Bānphanaek
(29) pañcūdarantam	*[pañcavidho]/[pañcavido]	「上訴」Utthōn
tu vivādamulā ekūnatimsādividhā pi vuttā		

(注) *[]のなかのパーリ語は、Ekūnatimsā Mūlagati Vivāda と類似の意味をもつが、形の異なるもの。

とは、前文にパーリ語を引用することによってそれぞれの項目の根拠を EMV にもとめ、かつ、引用されたパーリ語の語形が EMV に示された語形とまったく一致するものが21あるという点である。この事実は、すくなくともある時代において、タイにおいてもまた、EMV が法の分類原理として用いられた可能性の大きいことを示唆している。

第2は、内容的には一致するものの、まったく別個のパーリ語が用いられているものが3例あるという事実である。これに関しては、現在のところ、比較すべき他のテキストが発見されていないためその理由を知ることには困難であるが、将来、ビルマ語テキスト、さらにできるならば、テキストの存在が知られながらまだ文献学的研究の行われていないモン語テキストの研究が進み、それとの比較によって、この点にあらたな光が投じられることを期待するにとどめよう。

第3に指摘しておきたいのは、『三印法典』の Laksana のなかに、まったく対応するパーリ語があらわれない EMV が5例も存在しているという点である。このことは、19世紀の初頭、『三印法典』が編纂された際には、EMV が、すくなくとも分類基準としての一義的重要性をもたなかった可能性を示しているということができよう。

IV

EMV と『三印法典』における法の配列との不整合は、各個別法の側から、EMV との対応を調べることによってさらに鮮明となる。表3は、『三印法典』所収の個別法が EMV にどのように対応しているかを表にまとめたものである。EMV は、便宜上、表2左欄に示した番号をもって示す。

この表の左右を比較してみると、「賠償」、「負債」、「夫婦」など、両者が1対1に対応

表3

法 律 名	EMV
裁 判 管 轄 権	—
紛 争	12, 20
訴 訟	—
賠 償	23
文 官 位 階	—
武官・地方官位階	—
負 債	1
夫 婦	13
盗 賊	8
誘拐（力役配分）	21(28)
奴 隸	11
雑 律	4, 6, 9, 10, 19, 22, 25, 26, 27
証 人	—
遺 産	3
司 法 官	—
上 訴	29
神 判	—
王 室 典 範	—
刑 罰・和解	16, 18
反 逆	14, 15

するもののある反面、「紛争」、「反逆」などのように、EMV では2項目に分けられているものが、逆に『三印法典』ではひとつのタイトルで処理されていたり、あるいは「雑律」というひとつの分類に、EMV が9項目も含まれている例もあるなど、両者の不整合は一見してあきらかである。

以上のうち「雑律」は、さらに13に細分することができるので、そのおのおのと EMV との対応を表に示せば表4のようになる。

ここにおいてもまた、両者は不完全にしか一致しない。こうした不一致は、EMV が法の分類基準であった可能性のすくないことを示している。

こうした不一致に加えて、『三印法典』のなかには、「裁判管轄権」、「文・武官・地方官位階」、「神判」、「王室典範」など、対応するパーリ語を EMV のなかに見出せない重

表4

法 の 内 容	対応する EMV
(0) 前 文	9, 10
(1) 田 畑 地	—
(2) 宅 地・園 地	9, 10, 19
(3) 不当利得・質	—
(4) 詐 欺	—
(5) 寄 託	—
(6) 賃 借	26, 27
(7) 雇 傭	—
(8) 売 買	—
(9) 贈 与	4
(10) と ば く	6, 10
(11) 挑 発	—
(12) 呪 術	22, 25

要な法律が数多く含まれている。これらの事実は、法典編纂者たちが、『三印法典』を編纂するにあたり、EMV の権威にほとんど束縛されなかったことを意味するものといえよう。

よく知られているように、『三印法典』は、1767年の首都アユタヤ陥落以来の混乱の間に、その大半が散逸したといわれるアユタヤ時代の諸法律と、ラーマ1世王の命をうけた委員会が検討し、さらにアユタヤ滅亡以後38年間に制定された布告類を加えるとともに、1世王が朱をいれたうえ、ひとつの「法典」として制定したものである。作業は1805年1月31日に開始され、同年の12月16日に完成しているが、その間、法典編纂自体のためについていやすことのできた時日は、約7カ月に過ぎなかった。本来ならば、mātrā の形にととのえられ、いずれかのタイトル (Laksana) のもとに整理されるべき布告類が、そのままの形で、おそらくは巻末に収録されたのは、たぶんこうした時間的制約によるものであろう。加えて資料の不足が、編纂者に対するもうひとつの制約条件として存在していた。1794年3月17日のひとつの勅令 (新勅令28)

によると、アユタヤがビルマ軍の攻撃によって滅亡した際、「もろもろの法律書は四散して、あますところわずかに9分の1、10分の1となった」という。それゆえ、1805年の新法典編纂に際し、校訂の対象としてとりあげられたアユタヤ法は、量的にかなり限界があったものと思われる。かりに、EMV の分類が採用されていたとしても、それにしたがった編纂作業を行おうとしても、そのすべてのカテゴリーを満たす材料がなかったということも考えられないことはない。しかし、これまでに行なった検討からするかぎりでは、EMV が『三印法典』の編纂者たちが依拠した法分類の不動の基準であったと考える徴候はみあたらず、おそらくは EMV が生きた分類原理としては用いられなかったのではないと思われる。

お わ り に

『マヌ法典』をひとつの代表とするインド古代法は、下ビルマからチャオプラヤー河下流部を中心に繁栄したモン人を媒介としてタイの地にもたらされた。「プラタマサート」序には、「聖仙マヌ」によって、「根本語」すなわちパーリ語をもって説示された「タマサート聖典」は、師資相承してモン人の国ラーマンニャ地方にいたって確立したが、タイ人にとっては理解が困難であるので、これをシャム語に翻訳する、という一節がみえるが、R. Lingat は、このラーマンニャが、タイのデルタ下流部にその中心があったと考えられているドヴァーラヴァティであるとした。つまり Lingat は、タイ人がドヴァーラヴァティのモン人を經由して、「パーリ化」されたインド古代法を受容したと主張したのであった [Lingat 1937: 9]。モン語の法律テキスト研究が未発達の実状においては、タイ人が受容した「パーリ化」されたインド古代法の

詳細について知ることはできないが、『三印法典』という、限定されたタイ語法制資料についてみるかぎり、そこにあらわれた「パーリ化」の程度は、おなじく「パーリ化」の概念をもってとらえることのできるビルマ法とくらべ、さらに進んだものということができる。たとえば、ビルマ法においては、『マヌ法典』における18の mārṅa が、すでに実質的な意味を失っていたにもかかわらず、インド法に示された18という mārṅa の数だけは象徴として残されたのに対し、タイ法においては、その数が象徴的意義さえも失い、しかもそれにかわって採用された29という数に、『マヌ法典』とは無縁の、上座部仏教的宇宙観を背景とした神話によって新しい意義付けを行なっているのである。

タイにおける新しい法分類である Ekūnatimsā Mūlagati Vivāda (EMV) が、19世紀以前のタイ法において、どのような意味をもっていたかについては、文献資料をもってこれを実証することはできないにせよ、1805年に成立した『三印法典』によるかぎり、EMVは、すでに法の分類基準としての実質的意義を喪失していたことが、テキストの検討によってあきらかとなった。そこにおいては、ヒンドゥー法の伝統にもとらわれない、実践的な分類が行われている。もしこうした改新が、18世紀末ないし19世紀初頭に発生したのであるとするならば、最近タイ人歴史学者によって強調されている、合理主義思想の台頭

の、法律の分野におけるそのひとつの発現形態である可能性もあり、ラタナコーシン初期の思想史研究にも興味あるテーマを提供しているものと思われる。

引用文献

- Burnay, J. 1930. Inventaire des manuscrits juridiques siamois. *J. S. S.* XXIII(3) : 135-162.
- Coedès, G. 1962. *Les peuples de la péninsule indochinoise*. Paris: Dunod. [邦訳] セデス, G. 1969. 辛島 昇ほか (訳). 『インドシナ文明史』東京: みすず書房.
- 石井米雄. 1983. 「タイ伝統法——『三印法典』の性格をめぐる——」『国立民族学博物館研究報告』8 (1) : 18-32.
- Lingat, R. 1937. *L'influence indoue dans l'ancien droit siamois*. Paris: Domat-Montchrestien.
- . 1949. L'influence juridique de l'Inde au Champa et au Cambodge d'après l'épigraphie. *J. A.* 237 : 273-290.
- . 1967. *Les sources du droit dans le système traditionnel de l'Inde*. Paris & Le Haye: Mouton. [英訳] Lingat, R. 1973. *The Classical Law of India*. Translated by J. D. M. Derrett. Berkeley, L. A., London: University of California Press.
- . 1983. *Prawatisat Kotmai Thai lem I*. Bangkok: Thai Watthanaphanit. (in Thai)
- 『マヌの法典』(岩波文庫) 1953. 田辺繁子 (訳). 岩波書店.
- Masao, T. 1905. Researches into Indigenous Law of Siam as a Study of Comparative Jurisprudence. *J. S. S.* II(1) : 14-18.
- Wagaru. 1963. *King Wagaru's Manu Dhammasattham*. Rangoon: Government Printing & Stationery.